

医療関係者の皆さまへ

 興和株式会社

イドメシニューワジェル1%／ゾル1% 消防法における危険物表示の非表示製品供給のお詫び

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が販売いたします「イドメシニューワジェル1%」ならびに「イドメシニューワゾル1%」の個装箱(製品パッケージ)におきまして、危険物等級等の製品の輸送・保管時の取り扱いに関する表示(消防法における危険物の表示)に不備があることが判明いたしました。

当製品をご利用いただいておりますお客様ならびに医療関係者の皆さまには多大なるご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

今回の件は、弊社内にて自主的な表示点検をおこなった際に、表示の欠落を発見し、監督官庁への報告を行った上で、表記不備の内容についてお知らせするものです。本件による事故等は発生しておりません。

なお、製品の効能・効果や機能に関する問題ではございませんので、既に納品させていただいた製品につきましては、引き続き処方いただいても問題ございません。但し、本製品は、消防法上の危険物にあたりますので、お取り扱いには、火気を避けていただきますようお願いいたします。

また、準備でき次第、適切な表示の製品を出荷いたしますが、当面、現行表記の製品に適切な表示のシールを貼付した製品を納品させていただきます。

一方、直接の容器であるチューブやボトルにつきましては、法定上表示の義務はございませんが、安全にお取り扱いいただくために次回生産分より取扱注意喚起の表示をさせていただきます。

今後、同様の事態が発生することのないよう再発防止に万全を期す所存でございますので、今後とも倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 消防法における危険物に関する表示義務と表示内容

アルコールや油等、燃えやすい成分を含む製品には、工場から販売店までの輸送・倉庫保管時の火災リスクを低減させるため、その燃えやすさから下記のような区分(危険物の種類等)を記載することが必要とされています。対象製品の個装箱において、この表示の不備がありました。

製品名	個装箱への追加表示内容(シール)
イドメシニコウワゲル1%	火気厳禁 第二石油類 危険等級Ⅲ イソプロパノール 水溶性
イドメシニコウワヅル1%	火気厳禁 第二石油類 危険等級Ⅲ イソプロパノール

2. 対象商品

製品名	包装	統一商品コード	販売包装単位コード(GS1)
イドメシニコウワゲル1%	35g×10	770577108	 (01)14987770577105
	70g×10	770577207	 (01)14987770577204
イドメシニコウワヅル1%	30g×10	770557605	 (01)14987770557602
	45g×10	770557803	 (01)14987770557800
	90g×10	770510303	 (01)14987770510300

3. 各製品の容器(チューブ・ボトル)への表示変更

次回生産分より各製品の容器(チューブ・ボトル)に「火気に近づけないこと」を記載いたします。

4. 本件に関するお問い合わせ先

興和株式会社 くすり相談センター

TEL 0120-508-514(9:00~17:00/土・日・祝日および弊社休業日を除く)

以上